

令和8年第1回

おいらせ町議会臨時会

会議録第1号

おいらせ町議会 令和8年第1回臨時会記録

おいらせ町議会 令和8年第1回臨時会記録				
招集年月日	令和8年1月28日(水)			
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開会	令和8年1月28日 午前10時00分 議長宣告			
散会	令和8年1月28日 午後12時06分 議長宣告			
応招議員	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	小向幸祐	2番	大浦陽子
	3番	小笠原伸也	4番	沢尾宏之
	5番	柏崎勉	6番	佐々木勝
	7番	澤上訓	8番	木村忠一
	10番	日野口和子	11番	平野敏彦
	12番	檜山忠	13番	川口弘治
	14番	西館芳信	15番	吉村敏文
	16番	松林義光		
不応招議員	なし			
出席議員	14名			
欠席議員	15番	吉村敏文		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	成田隆	副町長	小向仁生
	総務課長心得	安藤靖	政策推進課長	田中貴重
	財政管財課長補佐	田中淳也	まちづくり防災課長	久保田優治
	税務課長	堤雅之	町民課長	佐藤啓二
	健康保険課長	鈴木政康	子育て支援課長	小向正樹
	介護福祉課長	松山公士	農林水産課長	柏崎和紀
	商工観光課長	柏崎勝徳	地域整備課長	岡本啓一
	会計管理者	澤頭則光	病院事務長	栞嶋泰幸
	教育委員会教育長	松林義一	学務課長	福田輝雄
	社会教育・体育課長	三村俊介	選挙管理委員会委員長	田中直喜
	選挙管理委員会事務局次長	安藤靖	農業委員会会長	松林勝智
	農業委員会事務局長	柏崎和紀	監査委員	柏崎堅一
監査委員事務局長	小向正志			

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局 長	小 向 正 志	事務局 次 長	中 里 浩
	事務局 主 幹	原 本 愁 子		
町 長 提 出 議 案 の 題 目	1 報告第 1号	専決処分の報告について (神明橋橋梁補修工事請負契約の変更契約の締結について)		
	2 承認第 1号	専決処分の承認を求めることについて (令和7年度おいらせ町一般会計補正予算(第6号)について)		
	3 承認第 2号	専決処分の承認を求めることについて (令和7年度おいらせ町病院事業会計補正予算(第4号)について)		
	4 承認第 3号	専決処分の承認を求めることについて (令和7年度おいらせ町下水道事業会計補正予算(第3号)について)		
	5 承認第 4号	専決処分の承認を求めることについて (令和7年度おいらせ町一般会計補正予算(第7号)について)		
	6 議案第 1号	下田公園野球場クレイ舗装等改修工事請負契約の変更契約の締結について		
	7 議案第 2号	令和7年度おいらせ町一般会計補正予算(第8号)について		
議 員 提 出 議 案 の 題 目	1	委員会の閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会、産業民生常任委員会)		
開 議	午前10時00分			
議 事 日 程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。(別添付)			
会 議 録 署 名 議 員 の 指 名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。			
	10番	日野口 和 子 議員		
	11番	平 野 敏 彦 議員		
議 案 の 経 過				

日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
会議成立 開会宣言	松林議長	<p>おはようございます。</p> <p>会議に入る前に、副町長から、去る令和7年12月31日付で職員人事異動についての報告をしたい旨の申入れがありましたので、副町長からの報告をお願いいたします。</p> <p>副町長。</p>
	副町長 (小向仁生君)	<p>おはようございます。</p> <p>貴重なお時間を拝借いたしまして、報告とお願いをさせていただきます。</p> <p>既にご承知のとおり、去る12月31日付で総務課長の成田光寿が退職いたしました。と同時に、1月1日付で総務課長補佐、安藤靖を総務課長心得として人事の発令をいたしました。隣の席におります安藤は、本日の臨時会及び3月定例会と、それに伴う議員全員協議会等、年度内の議会対応をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p>
	松林議長	<p>総務課長心得。</p>
	総務課長心得 (安藤 靖君)	<p>総務課長心得の安藤靖と申します。今後、よろしくお願いいたします。</p>
	事務局長 (小向正志君)	<p>修礼を行いますので、ご起立願います。</p> <p>礼。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>議場内の皆様をお願い申し上げます。</p> <p>議場内では携帯電話等の電源を切るか、マナーモードに設定くださるよう、お願いいたします。</p>
松林議長	<p>ただいまの出席議員数は14人です。</p> <p>定足数に達しておりますので、これより令和8年第1回おいらせ町議会臨時会を開会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(開会時刻 午前10時00分)</p>	

諸般の報告	松林議長	<p>日程第3、諸般の報告をいたします。</p> <p>議長としての報告事項は、配付資料のとおりです。ご了承ください。</p> <p>また、本臨時会の会期中は、円滑な議案審議及び広報写真の撮影のため、関係職員の議場内出入りをする事の許可を与えておりますので、各議員にご報告しておきます。</p>
行政報告	<p>松林議長</p> <p>地域整備課長 (岡本啓一君)</p>	<p>日程第4、行政報告の申入れがありましたので、これを許します。地域整備課長。</p> <p>おはようございます。それでは、「開明橋損傷に伴う対応方針について」ご説明いたします。</p> <p>行政報告資料ナンバー1をご覧ください。</p> <p>去る令和7年12月8日発生の青森県東方沖地震により損傷した開明橋の対応方針についてご報告するものでございます。</p> <p>まず、1の対応方針です。</p> <p>結論から先に述べる形になります。損傷した開明橋をそのまま撤去いたします。</p> <p>開明橋の撤去に伴い、迂回路となっております堤防上の町道下田橋・川端線と下田橋がある県道下田停車場線との交差点部における交通安全対策を検討いたします。</p> <p>次に、2の撤去に至った経緯について、ご説明いたします。</p> <p>橋を損傷前の状態に戻す原形復旧につきましては、耐震性が低く、今回の地震と同等あるいはそれ以上の地震が発生した際には、再度損傷する可能性が高いため、検討から除外、つまり、原形復旧はしないこととし、同規模での架け替えをすることと、耐震補強することについて検討いたしました。</p> <p>まず、(1)の架け替えの場合です。</p> <p>工事の内容ですが、現況と同じ1車線道路、有効幅員4メートルとして整備するもので、現行の基準により、橋の高さを現状より2メートル高くする必要があるため、橋梁前後の道路整備も併せて実施する内容となっております。</p> <p>概算事業費は41億6,700万円と見ております。財源として、国庫補助金と地方債が活用可能であり、その場合の実質町負担は事</p>

業費の36%、15億500万円と見込まれます。事業期間は設計に2年、工事は撤去を含め13年前後と見込まれます。

検討結果としては、多額の費用と膨大な事業期間が必要であると整理しております。

2ページをご覧ください。

次に、(2)の耐震補強の場合です。

現況の橋を可能な限り活用するため、橋の幅員等は現状のままです。

概算事業費は45億7,200万円と見ております。財源として国庫補助金と地方債が活用可能であり、その場合の実質町負担は事業費の36%、16億5,100万円と見込まれます。事業期間は架け替えの場合と同様の設計に2年間、工事に13年前後と見込まれます。

検討結果は、工事費は架け替え以上の規模となり、さらに膨大な事業期間を要すると整理いたしました。

以上により、共に40億円を超える多額の事業費と10年間に優る膨大な事業期間を必要とするものです。

現在の町の財政状況等を勘案すると、事業実施は事実上困難であり、現実的でないことから、町では開明橋の架け替えや耐震補強はせずに撤去する方針といたしました。

橋の撤去により、下田橋がある県道下田停車場線を迂回することとなりますが、交差点部の見通しが悪い状況を指摘されておりますので、交通安全対策を検討いたします。その場所につきましては、3ページの地図の左端に示すとおり、下田橋の北側となります。

参考として、開明橋を単純撤去する場合の見込みを掲載しております。現時点で概算事業費は7億8,300万円、財源は全額地方債となりますが、70%という手厚い交付税措置を受けられる地方債が活用できますので、実質町負担額は30%の2億3,500万円と見込まれます。

事業期間は、設計に1年、工事に6年前後となる見込みです。

次に、3、今後のスケジュールですが、令和7年度、今年度につきましては、住民への周知に加えて、関係機関との協議を行います。令和8年度は、開明橋撤去の測量設計業務を実施いたします。令和9年度は、撤去工事に着手いたします。完了は令和14年度となる見込みでございます。

提案理由の 説明	松林議長	説明は以上です。
	松林議長	説明が終わりました。 これで行政報告は終わります。
	町長 (成田 隆君)	日程第5、議案の一括上程について。 報告第1号、承認第1号から承認第4号、議案第1号から議案第2号まで、以上7件を一括上程いたします。 町長から提案理由の説明を求めます。 演壇にてお願いします。 町長。 おはようございます。 議員各位には、何かとご多用のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。 それでは、本臨時会に提案いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。 初めに、報告第1号、神明橋橋梁補修工事請負契約の変更契約の締結に係る専決処分の報告について、ご説明申し上げます。 本件は、令和7年第2回おいらせ町議会定例会において議決をいただき、株式会社柏崎組を相手先として締結した神明橋橋梁補修工事請負契約の変更契約について、地方自治法第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について第3号アの規定に基づき、去る1月9日付で専決処分を行ったので報告するものであります。 その内容であります、工事の実施に伴い、仮設道路が必要となったため、契約金額63万8,000円を増額し、変更後の契約金額を1億2,295万8,000円としたものであります。 次に、承認第1号、令和7年度おいらせ町一般会計補正予算(第6号)の専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。 本件は、既定予算の総額に3,590万1,000円を追加し、予算の総額を138億7,195万6,000円としたもので、去る12月15日付で専決処分を行ったものであります。 主な内容は、歳出では、昨年の12月8日に青森県東方沖で発生

	<p>した地震の影響により津波警報が発令され、避難所を開設したため、災害救助費を追加、また、地震により損傷した公共施設等の災害復旧費を計上し、歳入では、財政調整基金繰入金を増額したものであります。</p> <p>次に、承認第2号、令和7年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。</p> <p>本件は収益的収入及び支出の既決予定額に693万円を追加し、予定額を12億34万8,000円としたもので、去る12月15日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>主な内容は、収益的支出では、一般会計と同様に地震の影響により損傷したX線透視撮影装置の修繕費を計上し、収益的収入では、一般会計からの補助金を増額したものであります。</p> <p>次に、承認第3号、令和7年度おいらせ町下水道事業会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。</p> <p>本件は、収益的支出の既決予定額に67万9,000円を追加し、支出予定額を7億9,999万1,000円とし、資本的収入の既決予定額に67万9,000円を追加し、収入予定額を6億7,009万3,000円としたもので、去る12月15日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>主な内容は、収益的支出では、一般会計と同様、地震の影響により損傷したマンホールの工事請負費を計上し、資本的収入では、一般会計からの補助金を増額したものであります。</p> <p>次に、承認第4号、令和7年度おいらせ町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。</p> <p>本件は、既定予算の総額に1,916万2,000円を追加し、予算の総額を138億9,111万8,000円としたもので、去る1月19日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>主な内容であります。歳出では、1月27日公示、2月8日執行予定の衆議院議員総選挙に係る経費を追加し、歳入では、衆議院議員選挙事務受託金を追加したものであります。</p> <p>次に、議案第1号、下田公園野球場クレイ舗装等改修工事請負契約の変更契約の締結について、ご説明申し上げます。</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>松林議長</p>	<p>本案は、令和7年第2回おいらせ町議会定例会において議決をいただき、株式会社種市建業を相手先として締結した下田公園野球場クレイ舗装等改修工事請負契約の変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及びおいらせ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例2条の規定により、提案するものであります。</p> <p>その内容であります。現地精査により、本部棟上部の観覧席の防水工事などの追加に伴い、工事額が増額となったため、契約金額を8,561万3,000円増額し、変更後の契約金額を1億7,889万3,000円とするものであります。</p> <p>また、追加工事の発注等により、工期内の完成が困難なため、工期を延長し、変更後の工期を本年5月29日までとするものであります。</p> <p>次に、議案第2号、令和7年度おいらせ町一般会計補正予算（第8号）について、ご説明申し上げます。</p> <p>本案は、既定の歳入歳出予算の総額に4億5,802万5,000円を追加し、予算の総額を143億4,914万3,000円とするものであります。</p> <p>歳出の主な内容であります。国の物価高騰対策の補正予算成立を受け、国の補助金を活用した生活者の支援として、総務費では、生活支援商品券支給事業費補助金を計上し、社会福祉費では、灯油購入費助成金を計上、児童福祉費では、物価高対応子育て応援手当を計上するものであります。</p> <p>また、12月15日付で、専決予算で計上できなかった災害復旧費を追加計上するものであります。</p> <p>一方、歳入では、国庫支出金及び財政調整基金繰入金を増額するものであります。</p> <p>また、第2表、繰越明許費補正は、1件の追加をするものであります。</p> <p>以上、本臨時会に提案いたしました議案の提案理由を申し上げますが、詳細につきましては、審議の過程におきまして、本職をはじめ担当課長に説明させていただきますので、何とぞ慎重にご審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>総務課長心得。</p>
--	-------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>当局の説明</p>	<p>総務課長心得 (安藤 靖君)</p>	<p>今、町長から提案理由を申し上げましたけれども、選挙に係る部分で、歳入のところですが、衆議院議員選挙、事務委託金と申し述べるところを衆議院議員選挙事務受託金と申し上げましたので、受託金を委託金と訂正するものでございます。</p> <p>以上です。</p>
	<p>松林議長</p>	<p>以上で提案理由の説明が終わりました。</p>
	<p>松林議長</p>	<p>日程第6、報告第1号、専決処分の報告についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>地域整備課長。</p>
	<p>地域整備課長 (岡本啓一君)</p>	<p>それでは、報告第1号について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は5ページ、6ページになります。</p> <p>本件は、令和7年第2回おいらせ町議会定例会議案第47号をもって議会の議決を経た神明橋橋梁補修工事請負契約について、去る令和8年1月9日付で専決処分により変更契約を締結しましたので、報告するものです。</p> <p>その主な内容は、当工事の実施に伴い、仮設道路の設置が必要となったため、契約金額を63万8,000円増額したものです。</p> <p>なお、変更契約額が、既契約額の0.5%となり、100分の3以内にとどまるため、地方自治法第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項について、第3号アの規定により、軽易な事項として町長の専決処分としたものでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	<p>松林議長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
<p>(議員席)</p>	<p>***「なし」の声***</p>	
<p>松林議長</p>	<p>なしと認め、本件に対する質疑を終わります。</p> <p>以上で、報告第1号を終わります。</p>	

		<p>円の追加は、木内々小学校ほか2校の災害復旧工事費を計上したものです。</p> <p>同じく、3項1目、その他施設災害復旧費、760万9,000円の追加は、本庁舎に係る災害復旧費を計上したものです。</p> <p>次に、歳入の内容について、ご説明いたします。</p> <p>ページが戻りまして、5ページをご覧ください。</p> <p>19款2項1目、財政調整基金繰入金、3,587万1,000円の増額は、財源調整として計上したものです。</p> <p>なお、令和7年度末の財政調整基金残高は、約16億5,500万円となる見込みです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これより歳入歳出全般の質疑を行います。</p> <p>質疑は一般会計補正予算第6号に関する説明書により行います。説明書5ページから8ページです。給与費明細書も含みます。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>3番。</p>
質疑	<p>3番 (小笠原伸也君)</p>	<p>3番です。</p> <p>事項別明細書7ページの11款、災害復旧費、公立学校施設災害復旧費、木内々小、木ノ下小、木ノ下中、これは具体的にどのような復旧工事をされたのか教えていただけますか。</p>
答弁	<p>松林議長 学務課長 (福田輝雄君)</p>	<p>学務課長。</p> <p>ご質問にお答えいたします。</p> <p>まず、1つ目の木内々小学校につきましては、校舎の窓ガラス24枚、ガラスにひびが入ったということで、こちらの交換をする工事になります。</p> <p>窓ガラスの破損修繕工事につきましては、217万8,000円、校舎の3階の廊下天井の剝がれにつきましては、30万円、あと水道管の破裂により水漏れで、水道管の交換をしたものがありまして、そちらにつきましては41万8,000円、あと、校舎の給食の配膳口と台車の入り口のところに段差が生じたので、そちらの修</p>

質疑	松林議長	<p>繕ということで9万4,000円、合わせて299万円につきましては、木内々小学校になります。</p> <p>あと、次に木ノ下小学校につきましては、2階から3階のところの渡り廊下にガラススタイルがありまして、そちらがひび割れたものの交換をするということで、27万5,000円の費用となっております。</p> <p>最後、木ノ下中学校につきましては、改築工事をした新しい講堂、体育館にちょっと影響がありまして、そちらの補修としまして、玄関ポーチのタイル割れ、2階多目的室の仕切り扉の開閉の不良、1階ホール、渡りのモルタルが破損したとか、あと、渡り廊下と校舎をジョイントしているジョイントの破損ということで、そちらをそれぞれ合わせて253万円の費用となっております。</p> <p>以上です。</p>
	11番 (平野敏彦君)	<p>よろしいですか。</p> <p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>11番。</p> <p>ちょっと関連して、この小学校、中学校の災害復旧、11款2項3目のところで、これは学校を見ますと、木内々、木ノ下、建設してあまり期間がたっていないのだけれども、こういう被害が出ている。百石中学校とか百石小学校は古い、百石小学校なんかは古いのですけれども、そういうのは出ていない。この原因というのはどういうことが考えられますか。</p> <p>工事して、結構たって安定しているのではないかなと思っていたら、こういう被害が出ているということで、建築上、問題がなかったのか、この辺をお聞きしたいと思います。</p>
答弁	松林議長 学務課長 (福田輝雄君)	<p>学務課長。</p> <p>まず、1つ目、木内々小学校については、町内の学校で一番古い形で、窓ガラスが割れたことについて、業者さんとお話をしたときに出てきたのは、やはり旧防音施設の仕様で窓ガラスの四方のパッキンのつくり方というか、形が、モルタル加工になっているので、やはり耐震性に弱いものになっているということで聞いておりました。</p>

		<p>た。</p> <p>なので、ほかの学校につきましてはそういう形ではないので、窓ガラスの割れというのは、木ノ下小学校のところは階段のところのブロックガラスのひび割れが出ておりますけれども、ほかにはなかったのかなと思っております。</p> <p>あと、木ノ下中学校の新しい講堂に関しては、施工した柏崎組さんともちょっとお話をしていたのですけれども、本体の大きい破損ではなくて、やはりブロックタイルの絡みの部分というのは、どうしても揺れが来ると、揺れを逃がすものがやはり難しいということで、割れ等は発生しますよというお話を聞いていました。</p> <p>また、2階、仕切り部屋をつくれるような形で、移動式の壁を配置しているのですけれども、そのところがちょっと甘かったのかなということで、業者さんとお話をしながらしておりました。管理の部分も若干あったのかなとは思いますが、やはり今回の揺れは大きかったという部分も考えております。</p> <p>また、それ以外の学校につきましては、校舎の被害はありませんでしたけれども、物が落ちたとか、そういう軽微なものは若干あったということで、ご報告いたします。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>松林議長</p> <p>11番 (平野敏彦君)</p>	<p>11番。</p> <p>そうすると、原因はそういう形で分かりましたけれども、完成後、何年かは保証期間というのはなかったかどうか、ここを1つだけ。</p>
答弁	<p>松林議長</p> <p>学務課長 (福田輝雄君)</p>	<p>学務課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>やはり、既製品を買うのと違って、1年間保証とか、2年間保証というのは、物としてはないと認識しております。</p> <p>ただ、やはり軽微な不具合等があったときには、それぞれ施工業者さんに来ていただいて、修理していただいて、サービスをしていただいている部分。または、費用がかかる部分については、その辺は、協議しながらやっていくということで、ご理解いただければと思います。</p>

当局の説明	松林議長	ほかにございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	なしと認め、歳入歳出全般の質疑を終わります。 以上で本件についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから承認第1号についてを採決いたします。 本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり承認することに決定しました。
	松林議長	日程第8、承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。 本件は、令和7年度おいらせ町病院事業会計補正予算(第4号)について承認を求める件であります。 当局の説明を求めます。 病院事務長。
	病院事務長 (栗嶋泰幸君)	それでは、承認第2号について、ご説明申し上げます。 議案書は11ページ、12ページになります。 本件は、収益的収入及び支出の既決予定額に693万円を追加し、予定額を12億34万8,000円としたもので、去る令和7年12月15日付で専決処分を行ったものであります。 収入及び支出の内容について、ご説明いたします。 別データの令和7年度公営企業会計補正予算に関する説明書(令和7年12月15日専決)をご用意ください。 4ページをご覧ください。 支出の内容ですが、平成27年2月購入のバリウム検査等に使用

		<p>するX線透視撮影装置について、昨年12月8日に発生した地震に起因し、装置内の基盤が故障したため緊急修繕が必要となったことから、1款1項、医療費用の3目9節、修繕料693万円を増額したものであります。</p> <p>ページが戻りまして、3ページをご覧ください。</p> <p>収入の内容ですが、今回の修繕に伴う収入として、1款2項、医療外収益の2目1節、他会計補助金693万円を計上したものであります。</p> <p>この予算補正に関しましては、議会を招集する時間的猶予がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、町長の専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し承認を求めるものであります。</p> <p>なお、12月10日午前中に修繕が完了し、同日午後から使用可能となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これより収益的収入及び支出全般の質疑を行います。</p> <p>質疑は、令和7年度公営企業会計補正予算に関する説明書により行います。説明書3ページから4ページです。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>3番。</p>
質疑	<p>3番 (小笠原伸也君)</p>	<p>3番です。</p> <p>議案書の11ページ、12ページになるのですけれども、衛生費、病院費ということで、693万円、補正額が出ているわけですが、これは一般会計から特別会計に病院事業への補填という見方でよろしいのか、バリウム検査のためのX線装置の修繕ということなので、緊急を要するのでしょうか、一般会計から特別会計への補填と見ていいのかどうか、お聞きしたいと思います。</p>
答弁	<p>松林議長 病院事務長 (栗嶋泰幸君)</p>	<p>病院事務長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>先ほど、承認で説明がございました、一般会計から公営企業会計</p>

質疑	<p>松林議長</p> <p>3番 (小笠原伸也君)</p>	<p>への繰入金と、693万円ですね。ということになります。</p> <p>以上です。</p> <p>3番。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>地震の影響だということなので、これは町で全部補うほかないのか、県とか国とか、災害復旧費関係の補助金関係もないのかどうか、お聞きしたいのですが。</p>
答弁	<p>松林議長</p> <p>財政管財課長 (田中淳也君)</p>	<p>財政管財課長。</p> <p>災害の財源の関係で、全体的な話をしたいと思います。</p> <p>災害が多岐にわたるのですが、金額が大きくなると、その事業によっても異なりますが、国の補助金があったり、それから地方債を使えたりとかというのがあります。それについては、今後県と調整していくこととなりますけれども、それ以外の部分については、補助金とか地方債の対象にならない部分については、特別交付税の対象として県に報告をして、財源措置をしてもらうようお願いをしているというところで、現在のところは、財源的な部分はお話しできませんが、そういう形で財源が生まれてくることがありますので、お知らせします。</p> <p>以上です。</p>
	<p>松林議長</p> <p>(議員席)</p>	<p>ほかにごいませんか。</p> <p>***「なし」の声***</p>
	<p>松林議長</p>	<p>なしと認め、本件に対する質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p>
	<p>(議員席)</p> <p>松林議長</p>	<p>***「なし」の声***</p> <p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>これから承認第2号について採決をいたします。</p> <p>本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p>

<p>当局の説明</p>	<p>(議員席)</p> <p>松林議長</p>	<p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
	<p>松林議長</p>	<p>日程第9、承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。</p> <p>本件は、令和7年度おいらせ町下水道事業会計補正予算(第3号)について承認を求める件であります。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>地域整備課長。</p>
	<p>地域整備課長 (岡本啓一君)</p>	<p>それでは、承認第3号について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は13ページから15ページになります。</p> <p>本件は、去る令和7年12月8日に発生した青森県東方沖地震により損傷した下水道施設の復旧を速やかに行うため、去る12月15日付で補正予算を専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。</p> <p>本案の第2条では、収益的支出の既決予定額に67万9,000円を追加し、第3条では、資本的収入の既決予定額に67万9,000円を追加するものです。</p> <p>第4条及び第5条につきましては、このたびの補正に伴いそれぞれ変更するものでございます。</p> <p>収入及び支出の主な内容について、ご説明します。</p> <p>別データの令和7年度公営企業会計補正予算に関する説明書(令和7年12月15日専決)の5ページと6ページになります。</p> <p>5ページの収益的支出、1款1項1目の工事請負費52万8,000円の増額及び1款1項4目の材料費15万1,000円の増額は、地震により損傷したマンホールを修理するため計上したものです。</p> <p>次に、6ページの資本的収入、1款2項1目の他会計補助金67万9,000円の増額は、今回の補正に伴う収入不足額に一般会計からの繰出基準外の補助金を充てるため計上したものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

当局の説明	松林議長	説明が終わりました。 これより収益的支出、資本的収入全般の質疑を行います。質疑は令和7年度公営企業会計補正予算に関する説明書により行います。説明書5ページから6ページです。 質疑ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	なしと認め、本件に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから承認第3号について採決をいたします。 本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。
	松林議長	日程第10、承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。 本件は、令和7年度おいらせ町一般会計補正予算(第7号)について承認を求める件であります。 当局の説明を求めます。 財政管財課長。
	財政管財課長 (田中淳也君)	それでは、承認第4号について、ご説明いたします。 議案書は16ページから19ページになります。 本件は、既定予算の総額に1,916万2,000円を追加し、予算の総額を138億9,111万8,000円としたもので、去る1月19日付で専決処分を行ったものであります。 歳入歳出の主な内容について、ご説明いたします。 別データの令和7年度一般会計補正予算(第7号)に関する説明書(令和8年1月19日専決)をご用意ください。

<p>質疑</p>	<p>松林議長</p>	<p>歳入では、1月27日公示、2月8日執行予定の衆議院議員総選挙に係る経費の財源として、16款3項1目に衆議院議員選挙事務委託金を1,916万2,000円計上したものであります。</p> <p>6ページをご覧ください。</p> <p>歳出では、2款5項6目、衆議院議員選挙費1,916万2,000円を追加し、内容は、1節報酬、7節報償費、12節委託料など、選挙執行に係る必要経費を計上したものであります。</p> <p>7ページから8ページをご覧ください。</p> <p>給与費明細書は、給与費に係る今回の補正内容を集計・反映させたものになります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これより歳入歳出全般の質疑を行います。</p> <p>質疑は一般会計補正予算（第7号）に関する説明書により行います。</p> <p>説明書5ページから8ページです。給与費明細書も含まれます。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>11番。</p>
	<p>11番 (平野敏彦君)</p>	<p>11番です。</p> <p>私は、衆議院選挙に関わる公務員の選挙運動の範囲について質問させていただきます。</p> <p>地方公務員法第36条に基づいて、政治行為の制限があります。「地方公務員の政治的中立性を保ち、行政運営の公平さを確保するため、特定の政治活動を禁止する」と、これは一般職の地方公務員を対象に制定されております。</p> <p>併せて、町長ほか三役に当たると思いますが、「副町長は公職選挙法に基づき、その職の地位を利用した選挙運動は禁止されていますが、地位を利用しない個人的な立場であれば、選挙運動は可能です」とあります。ただし書きがあつて、特定の政治行為、それから徴税吏員、そういうのを兼務している場合は、制限されることありますよということでもあります。</p> <p>私に、役場の職員とか、そういうのが選挙のチラシとか、そういうのを配るのはいかがなものかという問合せがあつたので、この点</p>

		<p>については遵守されているのか。公務員としての地位を利用しない、されないという意識が、どの辺まで浸透しているか。</p> <p>法的に、選管の委員長も来ておりますので、この辺について説明いただきたいと思います。</p>
答弁	<p>松林議長</p> <p>11番 (平野敏彦君)</p> <p>松林議長</p> <p>選挙管理委員会委員長 (田中直喜君)</p>	<p>誰に答弁を求めますか。</p> <p>選管の委員長。</p> <p>選挙管理委員会委員長。</p> <p>では、平野議員の質問に対してお答えします。</p> <p>先ほど、副町長とかの職員の地位とか、そういうのを利用して活動していないと私は認識しております。</p> <p>以上で私の答弁、簡単ですが終わります。</p>
答弁	<p>松林議長</p> <p>総務課長心得 (安藤 靖君)</p>	<p>11番。</p> <p>ちょっと待ってください。</p> <p>総務課長心得。</p> <p>先ほど11番、平野議員からご質問ございましたけれども、選挙運動につきましては、地方公務員に限らず、選挙告示、公示される前については、選挙運動、事前運動という形になりますので、禁止されているものになります。</p> <p>そのほかですけれども、政治活動というものにつきましては、事前に政治の活動をするという意味で認められているものとなってございますので、現在、衆議院、昨日公示されましたけれども、今行っている各議員の運動については選挙運動という形になります。公示、告示前のものについては政治活動ということで、こちらは認識しているものになります。</p> <p>以上で答弁を終わります。</p>
質疑	<p>松林議長</p> <p>11番</p>	<p>11番。</p> <p>今の答弁ありましたけれども、告示になれば選挙運動、告示前で</p>

	<p>(平野敏彦君)</p>	<p>すと政治活動という扱いになるということですが、そうすると、例えば、これまで私も記憶しているのであれば、八戸市長とかが特定の候補を、選挙期間中に応援することは何ら問題ないということに解釈していいですか。</p> <p>それから、告示前に特定の予定される候補者とかそういう者の支援をする、それから、パンフレット等を配布する、そういう場合は、公務員法の中でどういう処理をされるのか、解釈をされるのか、適正なのか。</p> <p>私はこういう行為があったという場合は、どこでどういう形で対応していくのか。県の選管の判断になるのか、町の判断になるのか、この辺も併せてお願いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>総務課長心得 (安藤 靖君)</p>	<p>総務課長心得。</p> <p>今の質問にお答えいたします。</p> <p>まず、先ほど八戸市長という話がございましたけれども、それぞれ告示、公示されまして、街頭でそれぞれの候補者、街頭での選挙運動をされるかと思えます。その際にそれぞれの自治体を回って、自治体の長なりが街頭でマイクを握っての応援ということは認められているものかと思えます。</p> <p>今、2点目ですが、事前にビラ等を配った場合ということですが、そちらのビラ等につきましては、ビラ等のほかにも口頭によるものもそうですけれども、まず、告示・公示される前に、私に投票してください、あるいは誰々さんに投票してくださいというものについては、事前運動という形になりますので違反になるものかと思えますが、それ以外の政治活動に係る部分については、投票を依頼する行為でなければ、政治活動ということになるかと思えますので、認められているものかと思っております。</p> <p>以上で終わります。</p>
<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>11番 (平野敏彦君)</p>	<p>11番。</p> <p>八戸市の場合の例を出したのに対しては、これで、今答弁したのでいいということですか。</p>

<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>11番 (平野敏彦君)</p>	<p>11番、最後、3回目の質問ですが、立って質問してください。</p> <p>例えば、首長が、告示になって街頭で応援することについては、何ら問題ないという解釈していいということで理解をしていいのか。</p> <p>それから、例えば告示前に事前ビラ配布、これについては、投票依頼をしなければいいのだという、今の答弁だと思うのですよ。この辺、政治活動は認められるのだけれども、言葉の言い方で、例えば、依頼をした場合はどういう形で、誰も確認する人が、当事者じゃないわけですから、その辺というのはどういう形で情報収集するのですか。</p> <p>この2点。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>総務課長心得 (安藤 靖君)</p>	<p>総務課長心得。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>まず1点目の首長が街頭でということですが、先ほどご説明したとおり、告示、公示されて、選挙期間中であれば認められるものかと理解しております。</p> <p>もう1点の告示前のビラ等につきましては、こちらビラ等を内容も確認しておりませんので、何とも申し上げられないのですが、今、衆議院議員選挙に係る問題で、先週、三沢警察署もこちらに来ておりました。ビラ等につきましても三沢警察署も何か情報があれば捜査するというので、三沢警察署に限らず、全国的に、今、衆議院議員選挙をやっていますので、全国の警察署でそういう取締り等をしているものかと思えます。こちらには、今現在はまだ町の選挙管理委員会にはそういう情報は来ておりませんので、配布されているビラ等についても、まだ確認をしていないところでございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>6番 (佐々木 勝君)</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>6番。</p> <p>今の平野議員の質問にプラスになるのですが、告示前、公示ですね。そういうので、例えば1人の特定の人を三役の方が、例えば、町</p>

		<p>長なり副町長なり教育長なりということで、同行して歩いた場合、そういったときというのは選挙運動ではなくて、後援会運動に当たるとは思うのですが、その辺は総務課長としては、というか、選挙法、表示されていると思うのですよ。</p> <p>それで、例えば、ある文献には、副町長はそういったことをしてはいけないというのは明確に書いています。ですから、今回の衆議院選挙に限らず、そういったことはやはり中央にあるべきものが、そういった行動をしてはいけないというのはあるのですが、その辺、把握している事実はないですか。</p>
答弁	<p>松林議長</p> <p>副町長 (小向仁生君)</p>	<p>副町長。</p> <p>話を聞いておりますと、私個人の行動に対しての質問と受け取れました。</p> <p>私の行動、これは先ほど総務課長心得が言っているとおり、私は一般職員ではありません。ですから、特別職に当たりますので、政治活動は許されております。その政治活動というのは、先ほど来言っているように、告示前であれば政治活動ということで、人物の紹介、それから、後援会組織の勧誘、これらは全て法で認められている範囲での行動と認識しております。</p> <p>ただし、私が赴いて、例えば先ほど心得が言ったみたいに、「1票、何とかお願いします」ということを言っているのであれば、それは選挙法に触れるかと思えますけれども、私の今の行動については、何ら問題がない。あくまでも後援会組織として動いているということでありますので、地位を利用してお願いしているとかということには全く当たらないと考えております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>松林議長</p> <p>6番 (佐々木 勝君)</p>	<p>6番。</p> <p>個々の訪問、副町長に特定したわけではないのですが、今、盛んに国会の議員も動いていますけれども、そういうときの、個々に入ったときというのは分からないと思うのですが、そういったことを疑われるようなことは慎むべきだと、私は思うのです。</p> <p>以上です。</p>

質疑	<p>松林議長</p> <p>13番 (川口弘治君)</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>13番。</p> <p>関連質問が非常に、議長の計らいでお許しを得ているみたいなのですが、私もそれに便乗して、甘えさせて、関連質問させていただきます。</p> <p>今までの議論の話は、ある意味、一方的な見方をすると確かにそういう部分もあるのかなと。ただし、公職選挙法、選挙はまだ始まっておりません。例えば、町長選挙。これは後援会活動になりますね。国政でありますと、公示される前は政党間であれば政党活動、党活動になります。</p> <p>そういった中で、各首長さんとかいろいろ公務員の方は、組合関係とかそういうので、堂々とそういう活動をしているというのは、私は長年いろいろな選挙に携わっていますけれども、そういった行動というのは、何ら当たり前に見てまいりました。</p> <p>今、話をされているように、一方的に副町長の行動に関して、一方的な疑義、質問。こういったことというのは、逆に、私は公平性を欠いている、そういった見方もあるのではないかと。</p> <p>ですから、後援会活動としての政治活動は許されると。政党であれば政党活動です。ただし、選挙を促すような言動があった。これは公然な事前運動になります。そういった事実があるのかないのか。</p> <p>また、そういったものが、一方的に見て、「いや、歩いているから運動だべ」。そういう見方をすればそうなります。でも、一方的に見ればそうでない。これを、議会を使って議論する。私は、運営上でも不適格だと思いますが、議長のお計らいをお願いします。</p>
	<p>松林議長</p>	<p>今、いろいろ質問が出ています。一般会計の補正予算の専決であります。まさかこのような質問が、高度な質問が出てくるとは思わなくて、あくまでも衆議院選挙に関する予算の関係で質問かなと、こう思ってやったのですけれども、話を聞いていますと、拡大しているようなことになっておりますけれども、これ、続けますか、この質問。</p> <p>では、最後に14番。</p>

<p>質疑</p>	<p>1 4 番 (西館芳信君)</p>	<p>大事なことですので、私からも一言言わせてください。</p> <p>選挙運動ということ特定するためには、まず第一に、選挙そのものが既にもう決まっていると。そして、第2点は、事実上候補が大体この人、この人と出ていると。そして、最後、その3つ目の要素が、そこに投票依頼行為があるかないかと、この3要件なのですよ。</p> <p>今回の場合は、投票依頼行為をしているかどうかというのを、私も副町長がそれなりの話は聞いているのだけれども、投票依頼行為はしていません。そして、政治的な自分の立場を利用して、その影響力の行使による地位利用。これをしているかなんて、とんでもない話であって、ちょっとそれは、今、議長の拡大解釈としか、私には捉えられません。</p> <p>ともかく3つの要素の中の一番大事な投票依頼行為、そして、政治的な地位を利用した活動と。それが、本人私的な立場もあるし、公的な立場もある。だけれども、投票行為と結びつけてというのは、なかなか証明できないと思いますし、私を知る限りは、副町長は、そんなことはしていないと思いますので、もう1回、副町長にはっきり断言してもらいたいですね、「そんなことはありませんよ」ということで。</p>
	<p>松林議長</p>	<p>ちょっと待ってください。</p> <p>今、質問している方々は、副町長とは、私は言っていないと思います。三役とは言ったけれども。</p> <p>私、議長の不手際です。議事進行。おわびします。</p> <p>ここまで拡大するとは思っていませんでしたので、安易に指名しましたけれども。</p> <p>この件については、これで打ち切りたいと思いますが、どうですか。</p>
	<p>(議員席) 松林議長</p>	<p style="text-align: right;">**「異議なし」の声**</p> <p>では、おわび申し上げるとともに、この件についてはこれで打ち切りたいと思いますけれども、よろしいですか。</p>
	<p>(議員席) 松林議長</p>	<p style="text-align: right;">**「はい」の声**</p> <p>次の質問をなしと認め、本件に対する質疑を……。</p> <p>1 2 番。</p>

<p>質疑</p>	<p>1 2 番 (檜山 忠君)</p>	<p>今の話は別として、選挙管理委員会で、投票率を上げるために大変苦勞なさっていると思います。</p> <p>それで、期日前投票のそれも、推進してやっていると思いますけれども、投票する人が話をするのは、「なぜ期日前投票に来たんだ」ということの質問が、立会人、誰か、その人たちによって、まちまちで煩雜だと。だから行きたくないという話も出ていますので、そこら辺、何か統一して、簡単に投票できるようなそれにさせていただきたいものと思いますけれども、そこら辺、管理委員会でどう考えていますか。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>総務課長心得 (安藤 靖君)</p>	<p>総務課長心得。</p> <p>檜山議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>今現在、本日からイオンモールで期日前投票が始まっております。今週の週末からは北公民館でも期日前投票、始まることとなっております。</p> <p>今現在、期日前投票に来ていただいた場合ですけれども、数年前までは当日投票に行けない理由、旅行であったり、仕事であったりという理由を全て聞いておりましたけれども、今現在は本人確認、入場券を持ってきていけば、名前と生年月日で確認、入場券がなければ免許証等で本人が確認できればそのまま投票という形で、今は当日投票できない理由というのは聞かないようになっておりますので、お答えいたします。</p>
<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>1 2 番 (檜山 忠君)</p> <p>松林議長</p>	<p>1 2 番。</p> <p>分かりました。</p> <p>それと、ある程度立会人の人なり、それを徹底していただいて、みんなそういう形で簡単に投票できるようなそれにさせていただきたいと思います。それを要望しておきます。</p> <p>ほかになしと認め、本件に対する質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p>

当局の説明	(議員席) 松林議長	<p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから承認第4号について採決をいたします。 本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p>
	(議員席) 松林議長	<p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
	松林議長	<p>ここで暫時休憩いたします。 11時20分まで休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午前11時07分)</p>
	松林議長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午前11時20分)</p>
	松林議長	<p>日程第11、議案第1号、下田公園野球場クレイ舗装等改修工事請負契約の変更契約の締結についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 社会教育・体育課長。</p>
	社会教育・体育課長 (三村俊介君)	<p>それでは、議案第1号について、ご説明申し上げます。 議案書20ページから21ページになります。 本案は、令和7年第2回おいらせ町議会定例会において議会の議決をいただいております下田公園野球場クレイ舗装等改修工事請負契約の変更契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号及びおいらせ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。 概要であります。現地精査によりグラウンドクレイ舗装工事や人工芝敷設工事、1・3塁側観覧席の防水工事などが変更になったほか、追加工事として、本部棟上部回覧席の防水工事、用具庫やス</p>

		<p>コアボード、ファールポールなどの塗装工事、門扉の更新工事、グラウンド内野工事などが発生したことで、全体工事費が増額となったため、契約金額を8,561万3,000円増額し、変更後の契約金額を1億7,889万3,000円とするものであります。</p> <p>また、防水工事については、冬期間は実施できないこと、さらに追加分の工事の実施期間を考慮すると、現在の工期内での実施が困難になったため、変更後の工期を本年5月29日までに変更するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	松林議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	(議員席)	<p>***「なし」の声***</p>
	松林議長	<p>なしと認め、本案に対する質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p>
	(議員席)	<p>***「なし」の声***</p>
	松林議長	<p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第1号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
	(議員席)	<p>***「なし」の声***</p>
	松林議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。</p>
	松林議長	<p>日程第12、議案第2号、令和7年度おいらせ町一般会計補正予算(第8号)についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>財政管財課長。</p>
当局の説明	財政管財課長 (田中淳也君)	<p>それでは、議案第2号について、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書は22ページから25ページになります。</p>

		<p>本案は、既定予算の総額に4億5,802万5,000円を追加し、予算の総額を143億4,914万3,000円とするものであります。</p> <p>25ページをご覧ください。</p> <p>第2表、繰越明許費補正は、本庁舎耐火書庫災害復旧事業について、年度内の完了が困難なことから、予算を翌年度へ繰越しして使用するため設定するものです。</p> <p>主な内容について、ご説明いたします。</p> <p>別データの令和7年度一般会計補正予算（第8号）に関する説明書をご用意ください。</p> <p>歳出の主な内容からご説明いたします。</p> <p>6ページをご覧ください。</p> <p>今回の補正の主な内容については、国の物価高騰対策の補正予算成立を受け、国の補助金を活用した生活者の支援のための経費を計上しております。</p> <p>まず、2款2項1目、企画総務費の18節、生活支援商品券支給事業費補助金3億2,680万円の追加は、町民1人当たり1万3,000円の生活支援商品券を配布するための補助金を計上するものです。</p> <p>7ページをご覧ください。</p> <p>3款1項1目、社会福祉総務費の19節、灯油購入費助成金1,680万円の追加は、住民税非課税世帯を対象として、1世帯当たり7,000円を支給するため計上するものです。</p> <p>同じく、2項1目、児童福祉総務費の19節、物価高対応子育て応援手当8,762万円の追加は、0歳から高校3年生世代までの児童1人当たり2万円を支給するため計上するものです。</p> <p>11款、災害復旧費は、12月15日付専決予算で計上できなかった災害復旧費を追加計上するものです。</p> <p>2項3目、公立学校施設災害復旧費148万9,000円の追加は、木ノ下小学校講堂の暖房機器の復旧のため計上するものです。</p> <p>8ページをご覧ください。</p> <p>同じく、3項1目、その他施設災害復旧費の増減は、当初、工事費で見ていた本庁舎の耐火書庫の復旧について、物品購入が主な内容だったため、工事費を減額し、備品購入費1,331万1,000円を計上するものです。</p>
--	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>松林議長</p>	<p>同じく、4項1目、農林水産業施設災害復旧費47万2,000円の追加は、間木堤ののり面復旧のため計上するものです。</p> <p>主な歳出の説明は以上です。</p> <p>次に、歳入の主な内容について、ご説明いたします。</p> <p>ページが前に戻りまして、5ページをご覧ください。</p> <p>15款2項1目、総務費国庫補助金の1節、物価高騰対応重点支援地方交付金2億9,710万6,000円の増額は、歳出の総務費に計上した商品券配布に係る経費の財源として計上するものです。</p> <p>同じく2目、民生費国庫補助金の2節、8,875万5,000円の増額は、民生費に計上した物価高対応子育て応援手当の支給に係る経費の財源として計上するものです。</p> <p>19款2項1目、財政調整基金繰入金6,016万4,000円の増額は、当補正予算の編成に係る財源調整として計上するものです。</p> <p>令和7年度末時点の当該基金残高は、約15億9,400万円となる見込みです。</p> <p>ページが後ろに飛びます。9ページをご覧ください。</p> <p>給与費明細書は、給与費に係る今回の補正内容を集計、反映させたものです。</p> <p>最後に、10ページから11ページ、補正予算主な内容は、予算案審議の参考として、主要な個別説明を掲載したものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これより歳入歳出全般の質疑に入ります。</p> <p>本案は、議案書と説明書により、一括で質疑を行います。</p> <p>議案書の25ページ、第2表、繰越明許費補正及び令和7年度一般会計補正予算（第8号）に関する説明書、5ページから9ページとなります。給与費明細書も含みます。</p> <p>なお、質疑における発言の際は、「何ページの何款、〇〇の件について」のように、議題に沿って発言し、質疑の要旨を明確にしてください。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>13番。</p>
--	-------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>質疑</p>	<p>13番 (川口弘治君)</p>	<p>13番です。 事項別明細の6ページの生活支援商品券の件につきまして、当町は、ただいまの説明だと1人当たり1万3,000円の商品券ということ、これは全員、町民ということになりますが、新聞等で見ますと、他町と比較するわけではないのですが、結構ばらつきがあるのですね。今朝は、東北町さんは1万8,000円だったかな。全町民に。1万5,000円もあれば。 当町は1万3,000円、他町はこの差がある。ここというのは、どういうあれで当町は1万3,000円にしたのか、まずお聞きしたいと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長 政策推進課長 (田中貴重君)</p>	<p>政策推進課長。 それでは、今、川口議員の質問にお答えします。 まず、今回の生活支援商品券の概要を少しだけ言わせていただきたいと思います。 今回の対象者につきましては、8年1月31日現在の当町の住民基本台帳に記載された方が対象となっております。それと、今日、議決いただくと、明日から事業者に募集をかけて、この後3月30日から商品券を発送して、4月1日から5月31日までの使用期限として、1人当たり1万3,000円の商品券を使える、配布するということになります。 当町、今回1万3,000円に決定した内容につきましては、交付金が2億9,000万円ほど来ております。それをほぼ全て充てて、一般財源を加えて1万3,000円にしておるのですが、ほかの市町村もほぼ同じ形で金額を決定しているのだと認識しております。私の手元には、たしか今日の「デーリー東北」さんには、東北町さんが1万8,000円という金額が載ってございましたけれども、いろいろ調べてみますと、財政規模だったりとか、場合によっては行政規模だったりによって、交付金の支給が変わっております。なので、全て国民に1人当たり全ての同じ金額が交付されるということではなくて、町の状況、市町村、自治体の状況によって、来る交付金が違いますので、それに合わせてほかの市町村の状況を鑑みて、今回、1万3,000円にしているということでご理解いただけれ</p>

<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>13番 (川口弘治君)</p>	<p>ばなと思っております。</p> <p>いずれにしても、ほかの市町村、低いところもございますし、高いところもございますが、うちの中では財政にあまり影響ないような形でも町民に物価高騰対策をできるような形の金額を今回商品券として実施するというご理解いただければと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>13番。</p> <p>ありがとうございます。分かりました。</p> <p>よく聞かれるのですよ。「いや、よそでは1万何ぼ、おらほでは何ぼ」ってね。何でこの差、素朴な、当然だと思います。</p> <p>今、説明を聞いて、なかなか町民の皆さんには理解しづらい点かなと感じました。国は全て同じように一律に交付金を出しているわけではないと。その差が出ているのだと、そういうことだと思います。</p> <p>当町に来る交付金は、低いのは、それだけ国は財政が立派であると、町政に対してのそういう評価で、交付金は少ないのかなと。それは、でも町民からすれば、「何だべな」という感じはしますので、苦しいかと思いますが、その辺いろいろと問合せとかご質問とか、課長さんのところによくいくかと思いますが、丁寧にその辺の説明をしていただければと思います。</p> <p>終わります。</p>
<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>3番 (小笠原伸也君)</p>	<p>ほかに。</p> <p>3番。</p> <p>3番です。</p> <p>同じく、この生活支援商品券、この件ですが、1人当たり1万3,000円ほど、4月1日から5月末まで使えるということなのですが、現在、町では、クーポン券という名前の1,500円分のやつ配布して、町民の方が使っている最中だと思うのですが、直接使えるのか、その使い方、現段階で分かっている範囲で。それから、配布の仕方です。あと、名前をどういう名前で配布予定なのか。そのあたり、現段階で分かっている範囲でお答えしていただき</p>

<p>答弁</p>	<p>松林議長</p>	<p>たいのですが。</p> <p>現在、1,500円のクーポン券、町民の様子を聞いていると、私の住んでいる地域とか、簡単に言うと不人気であります。米がある方、結構何かいらっしゃるみたいで、新たに5キロ、必ず買った上で1,500円クーポン券が使えるという、そういう使い勝手がよく分からない人が店に行って、店員さんとやり取りしているとか、困った状況もあるようです。</p> <p>直接、私も話を聞くこともあるし、伺って聞く場合もあって、ちょっと困ったなと思っておるのですよ。まず簡単に言うと、今の1,500円のクーポン券は不人気であるという認識で、私は地域住民の方の気持ちを捉えております。</p> <p>ですから、あと、配布の仕方です。1,500円券の場合は、広報おいらせに挟んで配ったという、配布されたという経緯があって、今回はどう配布するのか、名前はクーポン券なのか、お米券なのか。今回クーポン券という名前ですが、実質お米券だということもあって、そこら辺、分かっている範囲でお答え願えればと思います。</p> <p>今の質問は、最後は1万3,000円の配布の方法とか、そっちですね。</p> <p>政策推進課長。</p>
	<p>政策推進課長 (田中貴重君)</p>	<p>それではお答えをします。</p> <p>まず、配布の仕方のご質問が出ました。</p> <p>前回、11月の全員協議会と12月の定例会でも質問が出て、丁寧に答えているつもりでありましたけれども、ご理解されていないようですので、改めてご質問にお答えをいたします。</p> <p>実は、広報の部分に入れたのは、実は、今回1万3,000円の商品券については、金券ですので必ず郵送料がかかります。例えば、1人あたりに送る部分について、1世帯あたりに送る部分については650円とか700円かかります。前回のクーポン券については、昨年4月、5月に行った1世帯あたり8,000円の商品券がありました。それを1世帯あたりにお配りしましたが、その後、5月に追加で1,252万2,000円という金額が交付されておりました。本来であれば、繰り越してこのような事業に追加で加えるということも考えておりましたけれども、昨年の11月に申請を出し</p>

	<p>松林議長</p>	<p>て年度内に使わないと交付しないという連絡がありましたので、急遽クーポン券という形で提案をさせてもらったということでございます。</p> <p>金額も小さいし、1, 200万円の交付金を、例えば商品券に換えて650円や700円かけて仮に送ったとしても、商品券自体が600円ぐらいの使用金額にしかならないので、それだと非常に経費がかかるということで、今年の1月号に広報にクーポン券として入れさせてもらったということでございます。</p> <p>新しい取組で誤解を招いたり、場合によってはちょっと利用したいということもあるかと思えますけれども、予算上、経費上致し方なかったということでご理解いただければなと思っております。</p> <p>それと、今回の商品券については、郵政とか民間の事業者を通じて個人に配布するという事で考えております。なので、前回みたいな形で広報に入れるとかそういうことではなくて、今回は金券ですので、しっかり住民の方に、手元にお渡しできるような形で取り組んでまいりたいと思っております。</p> <p>それと、あとは、実は今小笠原議員から「不人気だ」とお話をございました。確かにこれまで電話等で55件の問合せがあります。最初の頃は、確かに「米、持っているから要らない」とか、「不要だ」という話がありましたけれども、ここにきて、「使い方を教えてください」という問合せとかが非常に多くなってきておまして、それについてもやはり必要ではない方もいらっしゃるかもしれませんが、場合によっては必要とされる方もいるので、その部分については、新しい事業でいろいろな議論にはなると思いますが、ご理解いただきたいと思っております。</p> <p>それと、商品券の名称です。</p> <p>商品券の名称につきましては、「おいらせ町生活支援商品券」という名称になりますので、ご理解いただければなと思っております。</p> <p>もし、今の質問の中で、質問に答えていない点がありましたらご指摘ください。</p> <p>以上です。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>7番。</p>
--	-------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>質疑</p>	<p>7番 (澤上 訓君)</p>	<p>7番です。</p> <p>何か、頭がごちゃごちゃしてしまって、もう一度、今、生活支援商品券の支給事業費の補助金について、よろしく願います。</p> <p>新聞では、東北町が1万8,000円。これは国の算定基準によって、それが丸々1人頭1万8,000円となったのか。あるいは、その東北町で自腹を何ぼか考えてやったものなのか、その辺のところがちよつと微妙に分からない部分があつて、それが1点と。</p> <p>それから、たしか今日の新聞では、東北町が大手のスーパーとかと、それから小売店用と2つに分けてあつたのですけれども、うちは、これはどこでも使えるというやつで理解していいですか、商品券。</p> <p>もう1回。2点目ですけれども、今朝の新聞では、東北町の場合は、大手のスーパーとかそういうので使えるのと区別してあるのですよね。うちはこの1万3,000円というのは、そういう区別があるのか、それともオールフリーで使えるのか、その辺のところをちよつと確認したいです。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長 政策推進課長 (田中貴重君)</p>	<p>政策推進課長。</p> <p>それでは、澤上議員の質問にお答えします。</p> <p>まず、東北町の件でございます。今日の新聞で載っておりました。ここの部分については、それを全て充てているのかという部分については、細かい内容までは把握できておりませんが、たしか、今、手元に資料がございませんけれども、うちと同じぐらいの交付金が交付されていると、予定されていると思っております。なので、うちは約2万5,000人、向こうは1万5,000か6,000だったと思いますけれども、それから割返した計算をすると、当然向こうの金額が多くなると単純な回答になりますけれども、そう考えております。</p> <p>なので、うちとしても別にそのまま全部入れた上に、町の、例えば、一般会計の金額を、一般財源を4,000万円ほど入れて3億3,000万円の事業費としておりますので、ただ、それではなくて、さらにいろいろな経費とか追加の部分、ほかの自治体の状況を見て、一般財源も投入しているということでご理解いただきたいと</p>

<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>11番 (平野敏彦君)</p>	<p>思っております。</p> <p>次に、2点目でございます。</p> <p>東北町は、大手ということと、地域の商店ということだと思いますけれども、確かに分けていると記載がございました。</p> <p>うちは、これから発行する、皆さんに手元に届く分については、そういう区分けはしないと考えております。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかに質問ございませんか。</p> <p>11番。</p> <p>それでは、歳入の5ページ、国庫支出金、国庫補助金の物価高騰対策支援交付金の2億9,710万6,000円、補正で出ております。</p> <p>この部分については、先ほどの説明ですと、総務費に充当しているということですが、総務費を見ますと、事務費で通信運搬費等を計上して873万5,000円、それから生活支援商品券3億2,680万円、これは1人当たり1万3,000円、あとは、この灯油購入助成金、1世帯7,000円、これは住民税非課税世帯を対象に7,000円、それから、物価対応子育て応援としては、高校3年までの18歳未満は子ども1人2万円、これが8,762万円とありますけれども、この8,762万円については、歳入でそのまま入ってきているのをそのままこの部分に充当しているということでございます。</p> <p>さっきのやり取りを聞いておまして、これについては2億9,750万円に対して、一般財源4,000万円充当しているという答弁ですが、そうすると3億3,000幾らになるのですが、今言った灯油購入、それから商品券、これとそのほかに何かあるのか、この部分、財源充当があるので財政担当の課長からちょっと確認したいと思います。</p> <p>それと1万3,000円の算定の根拠は、さっき話した財政規模、町に対する自治体の様々な状況によって自治体によって差があるということですが、これは差があるというのはどういう根拠なのか。例えば人口差なのか、町の面積差なのか、それとも町の財政規模によって差が生じているのか、よく私、理解できないのですけ</p>
-----------	------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		<p>れども、この辺は国の支給基準というのはどうなっているか、ここを確認したいと思います。</p> <p>それと、今の予算の中で財政調整基金6,053万8,000円が繰入れされております。私は今各議員の方が質問しているように、町独自の支援というのがもっとあってもよかったのではないかと。普通の一般世帯で、1万3,000円で、あとは住民税の非課税世帯が7,000円、それから物価高騰として、子どもがあるところについては、この1人当たり当たり2万円。こうなりますと、非常に高齢者の方々に対する配慮というのが、非常に手薄ではないかと。やはりこの基金を積み立てる財源をもう少し減額をして、高齢者とかそういうものに対するいろいろな形で町の独自の配慮というのがあってもよかったのではないかとと思うのですが、この点についてお聞かせいただきたいと思います。</p>
答弁	<p>松林議長</p> <p>政策推進課長 (田中貴重君)</p>	<p>政策推進課長。</p> <p>今の平野議員の質問を聞いておまして、まず、1万3,000円の部分については、私、先ほどから説明をした国からの支給に基づいた形で一般財源を加えて決めたということでご理解いただきたいのですが、これは1世帯ではなくて1人当たり1万3,000円ということで、もしくは1世帯と勘違いしているのであれば、その部分についてはご理解いただきたいと思っております。</p> <p>それと、交付の支給基準につきましては、こちらで提示された金額に基づいておりますので、細かい基準というような部分については把握していないということで、必要であれば後から県等に確認してみることはありますけれども、今の段階では示された金額に、町の一般財源を加えて支給を決めたということでご理解いただきたいと思っております。</p>
答弁	<p>松林議長</p> <p>財政管財課長 (田中淳也君)</p>	<p>財政管財課長。</p> <p>それでは、財源の関係をご説明いたします。</p> <p>説明書の6ページを見ていただきたいのですが、まず、企画総務費のところの真ん中ら辺が財源内訳ということになっております。財源内訳の一番左側、国庫支出金が2億9,710万6,000円、</p>

		<p>これが重点支援交付金の全額になります。</p> <p>右側に行きますと、一般財源という欄があります。そこが4,065万2,000円です。これが財調の繰入れの部分になります。ここが生活支援商品券に係る国庫の分と町の持ち出しの分が記載をされております。</p> <p>このページの下段の枠内ですけれども、同じように灯油購入費の助成金の部分になりますけれども、国・県支出金の部分が、840万円。これが灯油購入費の助成金1,680万円に対して、県の補助金が840万円入っております。右側に行きまして、一般財源が1,085万6,000円、ここの部分が町の持ち出し、財調の繰入れの部分ということになりまして、今回の物価高騰対策におきまして、町は一般財源として、約5,100万円から200万円ぐらい繰入れをして、手当てをしているということで、ご理解をいただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
	松林議長	<p>答弁漏れ、いいですか。</p> <p>答弁漏れ。</p>
質疑	11番 (平野敏彦君)	<p>高齢者に対する町独自の配慮がなかったのかということについては。</p>
	松林議長	<p>介護福祉課長。</p>
答弁	介護福祉課長 (松山公士君)	<p>それでは、平野議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>高齢者に対する今の物価高騰等の対応というか、その配慮ということでございまして、介護福祉課としては、今、灯油購入費の助成を挙げておりまして、近隣の市町村からも聞くと、中には75歳以上だけに限定してやっている市町村もあるようですが、当町においては、非課税世帯全部ということと、今回、高齢者だけの何か特別な支援というのは、申し訳ございません、考えておりませんでした。今、商品券が一律1人ずつ公平に渡されるということで、そちらで高齢者の方もカバーされるのではないかとということと、あとは、灯油の非課税世帯という部分では、恐らく高齢者の世帯の割合が高いのではないかと思いますので、その辺、高齢者の配慮という部分</p>

<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>11番 (平野敏彦君)</p>	<p>では、灯油の分と商品券ということでご理解いただければと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>11番。</p> <p>高齢者、即、非課税世帯という説明かと思うのですが、私は、高齢者世帯で、もう子どもも遠方で帰ってこない、そういう2人だけの生活をしているのもあれば、全く一人世帯の人もあるわけで、やはり低所得者はそれなりに役場で把握できると思うのですよ。どういう高齢者の方が生活をしているかという実態が、私は把握できていないと思うのですよ。</p> <p>私も様々見て、いや、これだと今の除雪なんかもそうですけれども、「本当に大変だな」と。やはり、今、1人1万3,000円の券がいても、それを使う、そういう買物をする、それだって、私は大変だと思うのですよ。やはりそういう意味では、もっと基本、低所得者、非課税世帯、それだけに限定して行政運営をしているということは、ひとつ、これから検討してもらいたいし、実際の高齢者世帯で、本当に困っている、そういうのの情報収集をして、町独自の対応をしていくという方向づけを、ぜひしてほしいと思います。</p> <p>これについて、やはりただ繰越金を多くすればいいということではなくて、もっと予算の効率的な執行をしていくという考え方でぜひ対応してほしいと思います。</p> <p>それと、もう1点は、先ほど来、質問が出ている不評のお米券ですけれども、私のところに、「平野議員、これはもう、俺は米、やっているから使わない」、持って来た人が何人かいますよ。これは当事者でない人でも、例えば他の人にあげても使ってもいいのか。例えば期限内で消化できなかつたら、この場合は町が補助金の返還とかそういうのはあるのですか。</p> <p>この2点。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>介護福祉課長 (松山公士君)</p>	<p>介護福祉課長。</p> <p>それでは、1点目の、今後、困っている高齢者に対するそういう配慮を今後も検討してほしいということでございますが、その点に</p>

		<p>については、もちろん独居世帯が何世帯あるとか、日々相談業務等において困窮している状況も、生活保護の申請等もございますので、把握しているつもりですが、改めてそういった高齢者世帯だったり、独居世帯ということで、困っている状況を把握していきながら、今後、また物価高騰等のそういう予算等があった際には、高齢者を重点とした対策というか、そういった補助金、助成金というものを検討してまいりたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>政策推進課長 (田中貴重君)</p>	<p>政策推進課長。</p> <p>平野議員の質問にお答えをいたします。</p> <p>今、出回っている生活支援クーポン券につきましては、確かにお米がある方で要らないという方はそのとおりのかもしれません。</p> <p>それをあげてもいいかとか、場合によってはほかに回していいかということになれば、ここではっきりといいとか悪いということは言えませんので、その人の判断の中で、生活に場合によっては必要とされる方に、町内の方に流通してもらえればいいのかなど思っております。</p> <p>いいとも悪いとも言えないもどかしさを、心の中を読み取っていただければなと思っております。</p> <p>それと、今のクーポン券で、予算執行、場合によっては交付金割れをした場合に返還しなければいけないのかというご質問だと思いますが、ご指摘のとおりでございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>1番 (小向幸祐君)</p>	<p>1番。</p> <p>3点ほど質問させてください。</p> <p>一般会計補正予算の説明書の11ページが一番分かりやすいので、まとまっているので3点ほど。</p> <p>過去にも生活支援商品券、クーポン券のようなものの配布というのはあったのですが、今回の配布の仕方をちょっと確認させてください。住民1人当たり1万3,000円。住民1人当たりなので、家族5人いた場合、1世帯に5人分、1回に送るのか、5通いくのか。</p>

答弁	<p>松林議長</p> <p>政策推進課長 (田中貴重君)</p>	<p>配布の仕方、今、どう検討して進めているのか、教えてください。</p> <p>あと、その下の民生費に入りますが、物価高騰対策の非課税世帯、1人頭7,000円。扶助費、0歳から高校生までの2万円支給、それぞれの現時点での配布予定の世帯数、人数をそれぞれ教えてください。</p> <p>お願いします。</p> <p>政策推進課長。</p> <p>それでは、小向議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>配布方法につきましては、1人当たり配布ということになります。なので、世帯に5人いれば、それぞれ送るのではなくて、5人まとめて1つの郵送として送ると。そうしなければ、当然先ほどから言っているとおおり、郵送費がかかりますので、それを少しでも切り詰めるということになりますので、世帯は世帯なりにまとめて3人であれば1つ、5人であれば1つという形でまとめて送るということでご理解ください。</p> <p>以上です。</p>
答弁	<p>松林議長</p> <p>介護福祉課長 (松山公士君)</p>	<p>介護福祉課長。</p> <p>それでは2点目ですが、灯油購入費助成事業の世帯数、配布世帯数の見込みですが、2,400世帯を見込んでおります。</p> <p>以上です。</p>
答弁	<p>松林議長</p> <p>子育て支援課長 (小向正樹君)</p> <p>松林議長</p>	<p>子育て支援課長。</p> <p>それでは、物価高対応子育て応援手当について、ご説明いたします。</p> <p>まず、配布の予定としては口座振り込みになります。</p> <p>あと、人数につきましては、児童4,381人の予定でございます。</p> <p>以上です。</p> <p>1番。</p>

<p>質疑</p>	<p>1 番 (小向幸祐君)</p> <p>松林議長 (議員席)</p> <p>松林議長</p> <p> (議員席)</p> <p>松林議長</p> <p> (議員席)</p> <p>松林議長</p> <p>松林議長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>前回の1, 500円の件でもありましたが、やはり周り、働き世代の人からいろいろな質問を受けます。今回も、多分これが新聞等で出ると「あれ、どうなっているの、こうなっているの」というのが結構質問として自分も説明して歩くような形にはなると思います。</p> <p>前回のお米のときも大分いろいろ「こういうことだよ、こういうことだよ」となかなかみんなに伝えては歩いたのですが、人によって賛否はあるところです。</p> <p>これに関しても1世帯ずつきますよというのは、ちょこちょこ言われると思うので、しっかり発表になった後は周知等、分かりやすい細かいというよりは、要点をまとめて分かりやすい周知を心がけてもらえれば助かります。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>***「なし」の声***</p> <p>なしと認め、歳入歳出全般の質疑を終わります。</p> <p>以上で本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p> <p>***「なし」の声***</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第2号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>***「なし」の声***</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>日程第13、委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。</p>
-----------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		<p>議会運営委員長及び産業民生常任委員長から所掌事務の調査について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。</p> <p>お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>松林議長 (議員席)</p> <p>松林議長</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。</p> <p>松林議長</p> <p>以上で、本臨時会の会議に付された事件は、全て議了いたしました。</p> <p>ここで、町長から発言したい旨の申出がありましたので、これを許します。</p> <p>演壇にてお願いします。</p> <p>町長。</p> <p>町長</p> <p>閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>令和8年第1回おいらせ町議会臨時会におきまして、議員各位にはご多用のところご参集いただき、また、提案いたしました全ての議案について議決賜りまして、厚くお礼申し上げます。</p> <p>さて、先日開催しました二十歳の記念式典においては、参加された皆さんは、久しぶりの同級生や恩師との再会に笑顔があふれるとともに、この式典を通じて、改めて成人としての責任の重さを感じたことと思います。ご出席いただきました議員各位には、この場をお借りして感謝申し上げます。ありがとうございました。</p> <p>初冬の暖かさとは一転して、ここ数日は寒さも増し、真冬日となることが多くなっております。議員の皆様には健康に留意されまして、ますますのご健勝とご活躍をご祈念申し上げます。閉会に当たっての挨拶といたします。ありがとうございました。</p> <p>松林議長</p> <p>これで会議を閉じます。</p> <p>これをもちまして、令和8年第1回おいらせ町議会臨時会を閉会いたします。</p>
町長挨拶	町長 (成田 隆君)	
閉会宣言	松林議長	

	事務局長 (小向正志君)	大変ご苦勞さまでございました。 修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。 (閉会時刻 午後12時06分)
--	-----------------	------------------------------------------------------------------------

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 8 年 4 月 1 7 日

議 長 松 林 義 光

署名議員 平 野 敏 彦

署名議員 日 野 口 和 子